

○金融庁告示第 号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）第十五条第一項第四号の規定に基づき、専門的知識及び経験を有すると認められる者を次のように指定し、平成十九年九月三十日から適用する。

平成十九年八月 日

金融庁長官 佐藤 隆文

一 外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で資本金の額が十億円相当以上の者（資本金の額を本邦通貨に換算する場合には、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第七条第一項に規定する基準外国為替相場又は裁定外国為替相場によるものとする。）

二 特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。）のうち、次に掲げるもの

イ 特定資本金の額（資産流動化法第十六条第二項第四号に規定する特定資本金の額をいう。以下同じ。）が十億円以上であるもの

ロ 特定資本金の額が三千万円以上であり、かつ、その発行する資産対応証券（資産流動化法第二条第十一項に規定する資産対応証券をいう。）を前号に掲げる者、金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の八の三第一項第二号ロに掲げる者又は金融商品取引法第二

条に規定する定義に関する内閣府令第十五条第一項第一号から第三号までに掲げる者のみ取得しているもの

件名

専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件